

「資料9 3地区ごとの量の見込み」は、平成26年3月末の人口を基に計算し、会議当日配布させていただきますので、ご了承ください。

## 教育・保育の提供区域について

地方版子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育の区域を定め、区域ごとの教育・保育の量の見込みを定め、その算定にあたっての考え方を示すこととされています。

### 1 区域設定における国の考え方

子ども子育て支援事業計画の策定において、国からは、各自治体における「教育・保育の提供区域」を設定することが義務付けられています。区域の範囲については各自治体の裁量に任されており、地域の状況を踏まえ設定していく必要があります。

#### ■子ども・子育て支援法 要約抜粋

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

**第61条** 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他業務の円滑な実施に関する市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとする。

国では、「教育・保育の提供区域」の設定について以下の点を提示しています。

#### 【国の区域設定における考え】(子ども・子育て支援法に基づく基本指針案による)

- 地理的条件、人口、交通事情そのた社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区(=旧町)単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- 教育・保育施設等及び地域子ども子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。

### 2 区域設定で踏まえるべきポイント

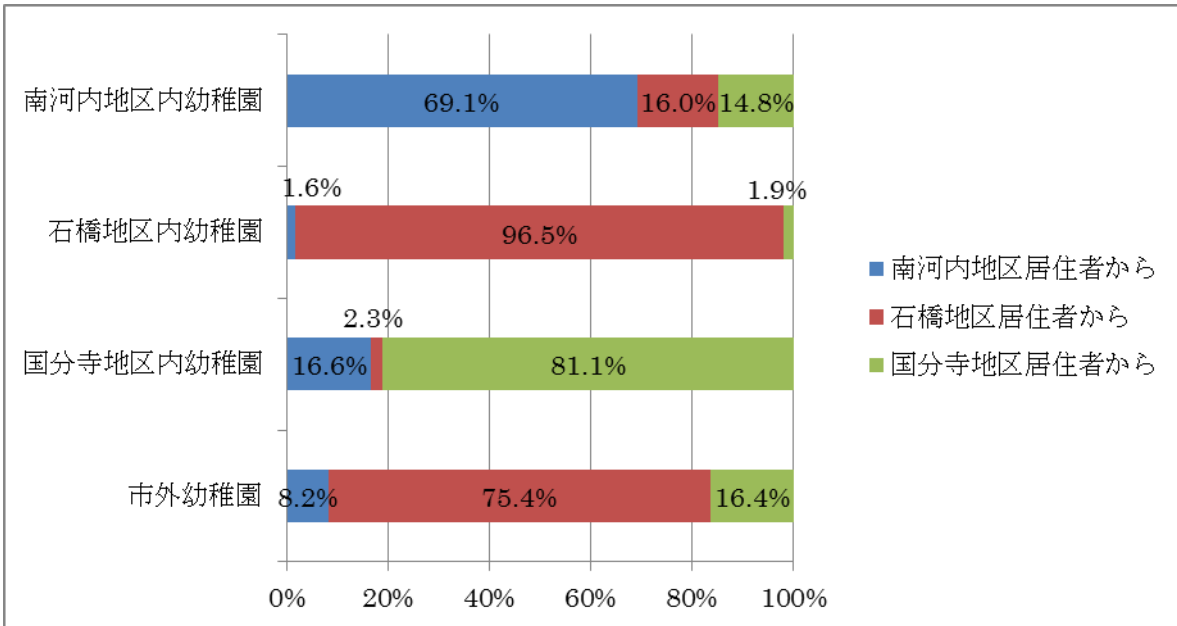
「教育・保育の提供区域」の設定にあたっては、上記記載内容に加え、以下のポイントについても考慮することが必要と考えます。

#### 【区域の設定におけるポイント】

- 教育・保育の提供にあたり、区域内での量の見込みの算出が可能であるか。
- 設定した区域内での量の調整や確保などが可能であるか。
- 区域内の教育・保育施設の設置状況に大きな差がないか。
- 教育・保育の利用者の実態とかけ離れていないか。

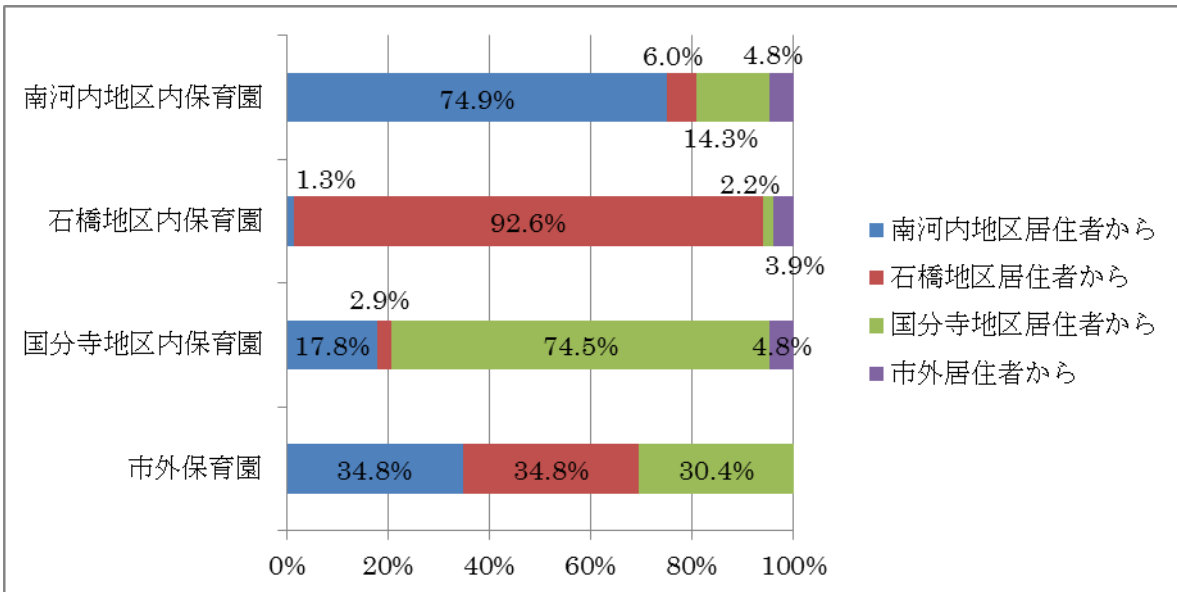
### 3 各地区所在の幼稚園・保育園の利用者の居住地区（旧町）

#### 【幼稚園】



幼稚園保護者就労実態調査より推計

#### 【保育園】



平成26年1月現在の保育園児数より

- 各地区内の幼稚園を単位としてその利用者の居住地区をみると、石橋地区内幼稚園の利用者は、大部分が石橋地区内居住者であることが伺える。一方、南河内・国分寺両地区内の幼稚園の利用者は地区間で流動があることが伺える。
- 各地区内の保育園を単位としてその利用者の居住地区をみると、石橋地区内保育園の利用者は、大部分が石橋地区内居住者であることが伺える。一方、南河内・国分寺両地区内の保育園の利用者は地区間で流動があることが伺える。

## 4 本市が定める教育・保育の提供区域

### 【地区と市全域での区域割の想定されるメリット・デメリット】

案	メリット	デメリット
地区 (旧町)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者にとって入所可能な施設・事業が自宅近辺にある可能性が高くなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・需給調整が必要な機会が多いと考えられ、認可されない施設・事業がある場合、利用者の選択範囲が狭くなる。</li> <li>・勤務地等の都合で居住地区以外の施設・事業を希望するニーズに対応できない。</li> <li>・区域間で利用者の流動があるため、利用実態に対応できないことがある（特に、幼稚園においては、各地区間での相互利用が多い）。そのため、区域内での量の見込み、量の調整について、困難な部分がある。</li> </ul>
市全域 1区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務地等の都合で居住地区以外の施設・事業を希望するニーズに対応できる。</li> <li>・利用者の細かなニーズ（各種保育利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢の確保）に対応できる。</li> <li>・事業計画における需要量見込みの推計が行いやすい。</li> <li>・需給調整が必要な機会が少ないと考えられ、事業者の参入しやすさから、利用者の選択範囲が広がる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通園距離が長くなることもあるため、交通手段がない利用者への対応に課題が残る場合がある。</li> <li>・利用者にとって入所可能な施設・事業が自宅近辺にない場合もある。</li> </ul>

※小学校区については次の理由から想定しません。

- ・児童数の極端に少ない小学校区があるため

中学校区については次の理由から想定しません。

- ・国分寺・石橋両地区は各1校で地区（旧町）割と同じ区域であること
- ・南河内地区においては中学校が2校あるものの、自治医科大学周辺に教育・保育施設が集中していることから、2中学校区を1つの区域として取り扱うことが適当であること
- ・よって、中学校区＝地区（旧町）となること

## 【本市が定める教育・保育の提供区域の区割り案】

区域設定における国の考え方、区域設定で踏まえるべきポイント、地区と市全域での区域割の想定されるメリット・デメリットを総合的に検討すると、次のようなことから、市全域での1区の設定が望ましいと考えられます。

### (1) 地域の特徴からの検討

- ① 旧町にした場合は、概ね利用者の利用状況と一致しているものの、区域内での量の調整や確保について難しい部分があること
- ② 市内の教育・保育事業で最も利用の多い幼稚園では、越境利用を阻害しかねない可能性もあること
- ③ 市南部に位置する国分寺地区及び南河内地区の両地区では、J R宇都宮線沿線に多くの施設が立地し相互利用が進んでいるため、国分寺地区と南河内地区とに区分することは効率的ではないと考えられること
- ④ 市北部に位置する石橋地区では、概ねを地区内で利用が完結しているが、市南部所在の幼稚園への通園があり、市内南北間交通が充実しているため、市北部から市南部への通園は抵抗が少ないと考えられること

### (2) その他の検討

- ① 市域内において最も広域な設定であり、なおかつ、市民にとってわかりやすい区域単位であること
- ② 本市が教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を行う上で、市民に対する情報提供・相談支援等の実施体制（本市では、改めて地区を設定して事業を実施していない）と整合する区域単位であること
- ③ 特徴ある教育・保育事業を利用者が選択できるメリットを阻害しないよう配慮する必要があること